

令和4年第1回臨時会

# 湯前町議会議録

開会 令和4年1月17日

閉会 令和4年1月17日

熊本県球磨郡湯前町

# 令和4年第1回臨時会

会 期 令和4年1月17日（月） 1日間

## 会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
1	17	月	本会議	午後2時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議



令和4年第1回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和4年1月17日  
午後2時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第 1号	湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第 2号	令和3年度湯前町一般会計補正予算(第9号)について
日程第5	同意第 1号	湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第6		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森 山 宏	6番 黒 木 龍 次
7番 味 岡 恭	8番 金 子 光 喜
9番 山 下 力	10番 倉 本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	高	橋	堅	誠
教	育	課	中	園	誠	保	健	福	高	木	一	介
企	画	課	本	山	り	農	林	振	稻	森	彦	
建	設	課	赤	池	昌	興	課	長	北	崎	介	
会	計	管	白	川	一	兼	農	業				
	理	者				委	員	会				
						事	務	局				
						長						
						課						
						長						
						課						
						長						

開会 午後 1時59分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** ただいまから、令和4年第1回湯前町議会臨時会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、味岡議員、金子議員を指名します。

-----○-----

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

#### **日程第3 議案第1号 湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第3、議案第1号、「湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 改めまして議員の皆様方、町民の皆様方、新年あけましておめでとうございます。どうぞ本年もよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号、湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の定数を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 議案第1号、湯前町固定資産評価委員会条例の一部を改正

する条例について説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は、地方税法第 423 条の第 2 項の規定により、3 人以上で、当該市町村の条例で定めるとされていますが、これまで本町の条例の中に規定されていなかったため今回改めて整備させていただくものでございます。

タブレットの 3 ページ、新旧対照表により説明いたします。

これまでの第 2 条、委員長の条番号を「第 2 条の 2」と改め、新たに第 2 条、委員の定数を定める条文を追加するものでございまして「委員の定数は 3 人とする」という内容を追加するものでございます。

施行日は、公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○4 番（椎葉弘樹君）** 今回の条文は、第 2 条のほうに追加されています。ただ、この第 2 条というのは、その上にある第 2 節、委員長及び書記といったところに、第 2 条が入っておりますが、この委員長及び書記と、この第 2 条に追加された部分は、適合しないのではないのでしょうか。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 0 3 分

再開 午後 2 時 0 9 分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

**○町長（長谷和人君）** 大変失礼いたしました。第 2 条の前に、第 2 節の委員長及び書記というのがございまして、この中に定数という文言を、一つ入れさせていただきたいというように思いますので、修正をさせていただきたいというふうに思っておりますので、この議案につきましては、お取り計らいのほど一つよろしくお願ひしたいと思ひます。議長よろしくお願ひいたします。

**○議長（倉本 豊君）** ただいま町長のほうから修正ということで提案がなされましたので、本案につきましては、最後に審議を再度やりたいと思ひますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。それでは、そういうことにさせていただきますので、次に進みます。

-----○-----

#### 日程第 4 議案第 2 号 令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 9 号）について

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 4、議案第 2 号、「令和 3 年度湯前町一般会計補正予算

(第9号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第2号、令和3年度湯前町一般会計補正予算（第9号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,735万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,267万4,000円とするものでございます。

主な内容は、ふるさと納税の増額による関係予算の補正、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、ワクチン接種運営業務委託料、農地災害復旧工事等の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 令和3年度湯前町一般会計補正予算、第9号について、御説明いたします。

それでは、議案書の事項別明細書の歳出、11ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目9企画調整費、ふるさと納税のほうでございしますが、令和3年12月末現在で、3,012万2,000円の寄付があつておるところでございします。

当初予算にて3,000万円と見込んで予算を組んでおりましたが、今回、3月末までの寄付金を、300万円を増額して、3,300万円と見込みました。

よって、節7報償費の返礼品購入費を90万円ほか、節11役務費の返礼品発送の通信運搬費、節12委託料のふるさと納税ポータルサイト業務委託料などを、それぞれ必要な経費を増額して計上いたしました。

まんが体験教室運営委託料3万円は、講師料の不足によるものでございます。

次に、目14住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費については、国の施策としてコロナ禍における非課税世帯等への生活を支援するために一時金として臨時特別給付金を支給されるものです。目を追加して予算を計上いたしました。

節3職員手当の時間外勤務手当20万円ほか、節10需用費の消耗品費、印刷製本費、節11役務費の通信費の事務経費をそれぞれ補正計上し、節12委託料のシステム改修業務委託料に138万6,000円を補正計上いたしました。

節18負担金補助及び交付金は、給付金支給対象の方を602世帯と見込み、6,020万円を計上いたしました。

なお、歳入のほう、国庫補助金10分の10にて充当されますので、6,234万8,000円を計上いたしました。

款4衛生費、項1保険衛生費、目4新型コロナワクチン接種事業費、節12委託料につきましては、ワクチン接種運営業務委託料186万円でございます。先の12月議会定例会



において、一般会計補正予算第7号で、委託料 127 万 4,000 円をご承認いただいたものを、改めて追加補正するものでございます。

これは、来月2月から始まる集団接種会場の運營業務を、外部民間業者に業務委託をして対応をするものでございまして、現在、業者との協議している中で、当初は人吉球磨郡の人材を確保して対応を行うようにしておったということでしたが、感染拡大の影響もあると考えられますが、球磨郡市内での人材を確保することが非常に困難になったという人材需要に大きな変動があっておりまして、熊本市方面からの人材を確保して派遣するという内容に変更を余儀なくされているという状況でございます。よって人件費と熊本市からの交通費等、追加する形で委託料の予算を今回計上させていただいたものでございます。

併せて、歳入のほうにも同額の衛生費国庫負担金を計上しました。

12 ページをお願いします。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費、節18 負担金補助及び交付金、営業時間短縮要請協力金に係る市町村負担金 110 万円は、熊本県のまん延防止重点措置に伴う飲食店時間短縮要請に係る協力金に対する市町村負担金が確定されましたので補正計上いたしました。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧、目1 農地災害復旧費 800 万円は、令和2年7月豪雨災害のもので、東ユルメギ地区における土捨て場が決定し、事業費の変更に伴うものでございます。

目2 農業用施設災害復旧費 250 万円は、令和3年8月の大雨災害に伴うもので、瀬戸口の下柿木地区の農地の排水路のり面の崩落の復旧工事分でございます。

次に、歳入の説明です。10 ページをお願いします。

款10 地方交付税、項1 地方交付税ですが、今回の補正財源として 246 万円を計上いたしました。

款15 県支出金、農地・農業用施設災害復旧事業費補助金は、歳出で説明しましたが、東ユルメギ地区の土捨て場事業費分、補助率 99.2 パーセントの 203 万 9,000 円、そして瀬戸口の下柿木の農地排水路のり面復旧工事分、補助率 93.5 パーセントの 564 万 3,000 円、あわせて 768 万 2,000 円を計上いたしました。

款17 寄付金、一般寄付金は、ふるさと納税寄付金を当初予算より 300 万円増額を見込み 3,300 万円としたものでございます。

13 ページから今回の補正予算に伴う給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○3番（遠坂道太君）** 11 ページですけども、新型コロナワクチン接種事業につきまし

て、委託料 186 万円につきましてお尋ねします。委託の内容について、どのような業務委託をされるのか、それと今後の接種計画につきまして伺いたいと思います。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 2月から3月にかけてまして集団接種を行います。そのなかで1回目、2回目と同様の配置となります。今回は、最初の入口の受付から出口までの間におきまして、外部委託を考えておりますのが、受付、それから予診票の確認、それから会場内の各所への誘導、それから接種後の事後処理、それからファイルの回収、あと会場内の消毒等を考えております。それから今後のスケジュールにつきましては、現在、追加接種の対象者、希望するという方には、日程等の通知を差し上げております。2月が10日から始まりまして、2月10日、16、24。それから3月が9日、15、16日の予定であります。それから64歳以下につきましては、現在、関係の5町村と打ち合わせを進めているところです。最初5月の連休明け、集団検診の後を予定しておりましたが、国の前倒しの方針がありますので、できれば4月には始めたいと考えております。以上です。

**○3番（遠坂道太君）** 一応、熊本市内からのスタッフの派遣というふうなかたちでお聞きしているんですけども、いろいろと前も、昨年ですかね、球磨村あたりでも、接種じゃなくて、災害復旧で来られた方が、かかっていた方が来られたこともありましたので、やはりこうスタッフとして要請するのであれば、そのへんのことを注意しながら依頼をしていただきたいというふうに思います。

**○2番（西 靖邦君）** 11 ページですけども、目9、節7の報償費、ふるさと納税の返礼品代90万円ありますけれども、これ1件1件当たりの返礼品の代金も変わってくるかと思えますけれども、大体何件の返礼品を見ているんですか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 件数になりますと、おおよそ2,000件程度ということになります。

**○2番（西 靖邦君）** 2,000件ということは、1件当たりいくらになるのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** はい1件当たりと申しますか、1回の御寄附につきまして、返礼品の割合が決まっております、3割以下ということになりますので、おおよそ29パーセントですとか、25パーセントから30パーセントの間での返礼の割合ということになっております。

**○企画観光課長（本山りか君）** 大変失礼しました。補正額に対する件数ということでお答えさせていただきますと、130件程度ということになります。申し訳ありません。年間トータルでお答えしたところでございました。申し訳ございません。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 10 ページの一般寄附金についてお尋ねします。これは、ふるさと納税寄附金の増額見込分の300万円ということで説明を受けております。この300万

円の歳出使途というのは、どれに該当するのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 御質問で、300万円に対する支出のほうということでもよろしいですかね、支出のほうで申しますと、報償費の返礼品代、それから役務費の通信運搬費、それからふるさと納税ポータルサイト決済手数料、それから委託料のほうのポータルサイト業務委託料ということになります。

**○4番（椎葉弘樹君）** 約150万円程度ということなのですが、では残りの150万円の使途というのは、どうなっていますでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 最終的な使途と申しますと、先般、今後3年間の事業計画、これにゆくゆくは充当することになるかと思いますが、まずは基金等に積み立ててですね、その上で3年間の事業の中に充当していくということになります。

**○4番（椎葉弘樹君）** 今回、歳入と歳出をしっかり合わせていくという考え方から行きますと、例えばふるさと納税の使途というのは、大体令和3年から令和5年まで、これに使いますというのが決められています。もし、この歳入歳出予算の中で、使途が明確でなければ基金に入れるという、先ほどの答弁のとおり、基金にふるさと応援基金ですかね、そちらのほうに150万円を充当していくべきではないかなと考えたものですから、この質疑をしたところでした。それについてはどのようにお考えでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** これまでのやり方でございますけれども、12月の寄附金額を見て、また3月末までの寄附金額を、また次の3月議会のほうで見させていただきまして、そして基金のほうに、返礼品等々を除いた部分のほうを積みさせていただいて、そしてそれを4年度、5年度、6年度というふうな事業に使っていくというふうな予算建てを考えているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 予算の考え方として、そのような対応でよろしいかと思いますが、私たちはちょっと歳入と歳出のほうを、つじつまを合わせるものですから、300万円の歳入を見込んでいたら、この300万円の使途というのを明確に割り当てるのかなと考えておりました。それについてやはり予算の使い方として、150万円の残りの分部分ですね、それはこの予算上だけで行きますと、例えばその工事費に充てるのか、それともワクチン接種に使うのかといったところに見えてしまうものですから、そこをもうちょっと分かりやすく説明をいただけないでしょうか。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----  
休憩 午後2時29分  
再開 午後2時34分  
-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

**○町長（長谷和人君）** 今、椎葉議員のほうからの御質問の件なんですけども、実は、今回のふるさと納税の使途につきましては、3年分、いわゆる3、4、5年度分について計画をしております。この分については、もう既に今いただいておりますふるさと納税の基金で、実は積み増しているものを、毎年3、4、5つぶしていくというふうなかたちになっておりますので、先ほど総務課長と担当課長が説明しましたように、本年度分については、毎年なんですけども、3月にまとめてそれを精算させていただきまして、その分の残った分、いわゆる歳出から残りました歳入分については、基金のほうに入れるという手段をさせていただいておるということでございますので、現況、今椎葉議員がおっしゃっているのは、たぶん歳入があった分の歳出なんで、150万円残っているじゃないかと、これを歳出分のどこかにか充当するべきじゃないかというふうなお話じゃないかなというふうにちょっと聞こえたんですけども、一旦これまでの扱い方としましては、精算した後に基金に入れるという方式をさせていただいておりますので、これでまた今回もお願いしたいというふうに思っているところでございます。詳細はちょっと総務課長に説明をさせますのでよろしくお願ひいたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 町長の先ほどの答弁とダブることになるかと思いますが、やはり今回の補正につきましては、300万円の歳入、そしてそれに係る経費が企画調整費に充てることになるんですけども、その残りについては、やはり3月末の補正予算等で1年分を精算させていただいて基金に積む、そして次年度に充てるという方法を従来通りやらせていただければと思っております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 気持ちは大変よく分かりまして、従来もたぶんそれでやって来られたんだと思うんですが、このふるさと納税の寄附金というのは、使途が決まっているわけですよね、150万円の残りを、今回補正予算だけで見ますと、この150万円というのはじゃあどこで使われているのかなと見るわけです。じゃあその具体的に今回の150万円分の残り分ですね、そのふるさと納税に関する経費を除いた残り分の150万円は、どの歳出で使っておられるのかについてお尋ねします。

**○企画観光課長（本山りか君）** はい、その残りの分がですね、どの事業にも、実は今の段階では充当をしていないということになります。繰り返しになりますが、1年分をですね、頂いた額から、経費相当分を引いた残り、それを最終的に積み立てるということになるかと思ひます。そして積み立てた上で、それを次年度以降のですね、計画しております事業のなかに、充当していくというかたちを従来から取っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** ということは、今回の見込額300万円をちょっと前借りして歳出で使わせてもらっていて、という理解でよろしいでしょうか。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----  
休憩 午後 2 時 3 8 分

再開 午後 2 時 4 2 分  
-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

**○企画観光課長（本山りか君）** はい、大変説明不足で申し訳ございません。現在、支出の方で組ませていただいております 150 万円につきましては、今回、300 万円いただいてものを充当はしておりませず、町の一般財源持ち出しで、歳出の方は、150 万円を計上させていただいたところ です。そのうえで歳入につきましては、300 万円そのものを頂いて、それは何ら 150 万円にも充当をしていないということになりまして、最終的に年間を通しまして頂いた金額から、それに関わる経費を引いた残り、これを最終的に積み立てるということで、今回の補正につきましては、あくまでも歳出に関わる部分は、町の一般財源持ち出しということでさせていただいております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3 番（遠坂道太君）** ページ 12 ページですけども、商工振興費の中で、負担金補助及び交付金ですけども、110 万円が営業時間短縮要請協力金に係る市町村負担金で上がっておりますけども、先ほど課長の説明で、県の方から 10 パーセントということでの負担となっていますが、湯前町で営業時間の短縮要請に協力された店舗数につきまして、何件あったのか、そのへんにつきまして、お伺いしたいと思います。

**○企画観光課長（本山りか君）** 今回の補正につきましては、第 4 波といわれます第 4 波、それから第 5 波に関わる分の負担金となつてございまして、第 4 波、これは期間が 4 月 29 日から 6 月 27 日になります。29 日間ということですが、この期間におきましては、店舗数 7 店舗でございます。また第 5 波といわれます期間につきましては、7 月 27 日から 10 月 14 日までの 54 日間、これにつきましては、11 店舗となつてるところでございます。大変失礼しました。第 5 波は 10 店舗でございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2 番（西 靖邦君）** 11 ページですけども、毎回補正予算前にですね、業務委託料、節の委託料が今回も 3 か所ですかね上がっているんですけども、これの業務委託料というのは、1 年間の業務委託料支出一覧表というのは、作っているんですか、なぜかといいましたら、1 年間の総額がどのくらいの委託料かかっているかというのも、御提示しただけだったらいいなと思っているんですけども。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----  
休憩 午後 2 時 4 6 分

再開 午後2時49分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長（高橋 誠君） 西議員のただいまの質問ですが、確認したところ全課にわたる款項目ですね、これについての委託料をお示ししていただきたいという御質問で確認したところでございますので、これについては当初予算また、決算の方がいいかなと思っておりますので、決算の時にその委託料部分だけを抽出したかたちで整理させていただければなと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、「令和3年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 議案第1号 湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第5に入る前、先ほど議案修正のため質疑を中断しておりましたが日程第3、議案第1号、「湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

ただいまから、議案を配布します。

[議案配布]

○議長（倉本 豊君） お諮りします。ただいまから、執行部から配布されたものを原案とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

それでは、執行部から再度説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど椎葉議員からの質問があったところでございます。

私の方も、確認不足があったとっております。反省しているところでございますが、第2節の「委員長及び書記」が改正前でございますが、今回、第2節の名称を、「委員の定数、委員長及び書記」という改正にさせていただければと思っております。

○議長（倉本 豊君） 質疑ありませんか。

○8番（金子光喜君） 定数3人でいいということですが、もし事故があったりして2人になった場合、会議開催できるのですか、お伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 3人から2人、1人欠員が出て、その間に不服申立書等の案件が入ってきた場合、それについては、やはりこの定数というのは、速やかに補充してやらなければいけないということで、臨時議会等で、やはり選任を同意していただいた上で、そういった案件に対応するというやり方が、本来のやり方だと考えております。

○8番（金子光喜君） 要は、補充する暇がなかったり、いわゆる病欠とかですね、どうしてもその日出席できないという場面が生じた時に、3人という少ない定数ですので、もしお一方が欠けられたら2人になってしまう。そういった場合に議決ができるのかということをお伺いしたわけです。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----  
休憩 午後2時57分  
再開 午後3時08分  
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長（高橋 誠君） 大変失礼しました。地方税法のほうを確認させていただきました。428条のほうに謳ってございまして、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。また、議決をすることができない。というふうになってございます。例えば、今3人おられますので、お一人の方が当日何らかの事情で、会議に出て来られなかったというときには、お二人の方で会議ができます。ただ、3人のうち、2人欠席されたという場合には、この会議すらできないということで、この会議の日を改めて設定する必要があるというふうなことになろうかと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、「湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

について」を採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第5 同意第1号 湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第5、同意第1号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 同意第1号、湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

昨年の12月、固定資産評価委員のおひとりの方が辞職をされたところでございます。今回の臨時会におきまして、補充の委員の方を選任し、議会の同意をいただきたく、地方税法第423条第5項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、湯前町1989番地2、氏名、椎葉源二さんでございます。

椎葉さんにおかれましては、湯前町役場に39年の長きにわたり勤務されておりまして、その間、総務課固定資産税係、町民福祉課、企画振興課、総務課、そして保健福祉課長を歴任され、行政全般の経験と専門的知識も豊富であり、人格・識見ともに優れ、固定資産評価委員として最適者であると思っておりますので、議会の皆様に同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第1号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。



本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、同意第1号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和4年第1回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時14分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員